

「豊岡市における幼児教育・保育及び
放課後児童のあり方について」答申

2019年9月13日

豊岡市子ども・子育て会議

目次

はじめに	1
第1章 豊岡市の子どもをめぐる現状	2
第2章 就学前施設・放課後児童クラブの設置状況とニーズ予測	11
第3章 幼児教育・保育のあり方	16
第4章 放課後児童の育成のあり方	22
第5章 施設整備の具体的な構想について	24
資料編	32

はじめに

子どもの育ちを第一に考え、子どもの育ちにとって よりよい幼児教育・保育及び放課後児童の育成のあり方を

近年、急激な少子化、女性の就業率の上昇などによる保育ニーズの急増、幼児教育・保育の無償化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

豊岡市においても、少子化が進む一方で保育ニーズの増加が続いているため、なかなか待機児童が解消できない状態となっています。また、放課後児童クラブにおいても増加するニーズへの対応が課題となっています。

他方、急激な少子化は今後も進む見込みであり、教育・保育の観点からみると、育ちの段階に応じた適正な集団が確保できないことによる質の低下が懸念されます。また、園運営の観点からみると、園児数の減少によって、園の運営が著しく非効率なものとなることが危惧されます。具体的には、①確保が困難な保育人材の非効率な配置、②今後、大規模改修等の必要な園が増加する中で、利用率の低い施設の非効率な維持 等です。このことは、より少子化が進むと、切実な課題として顕在化してきます。

また、私立園にとっても、園児数の急激な減少は、経営基盤を大きく損なうこととなります。

豊岡市では、2009年に「豊岡市における幼稚園・保育所のあり方計画」（以下、「旧あり方計画」という。）が策定され、市町合併後の就学前施設の再編整備が計画的に進められてきました。

しかしながら、保育ニーズの急増、急激な少子化、幼児教育・保育の無償化など近年の社会情勢の変化は、旧あり方計画の想定範囲を超えており、改めて幼児教育・保育のあり方について方針を定める必要が生じています。

また、放課後児童クラブのニーズが増加している中、放課後児童の育成のあり方についても併せて検討する必要があります。

こうした状況の下、豊岡市子ども・子育て会議（以下「本会議」という。）では、2018年11月7日に豊岡市長から「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方について」の諮問を受けたため、同日、本会議内に「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方検討部会」を設置しました。

豊岡市の現状と課題を踏まえ、目指すべき基本方向や具体的方策等について、これまで8回にわたる検討部会、2回にわたる全体会において慎重な審議を重ねてきました。会議での議論においては、それぞれの立場で様々な意見がありましたが、「すべての子どもにとってよりよい教育・保育の推進」を第一に、意見のとりまとめを行いました。

次代を担う子どもたちのため、豊岡市における幼児教育・保育と放課後児童の保育の充実がより一層図られることを願い答申するものです。

第1章 豊岡市の子どもをめぐる現状

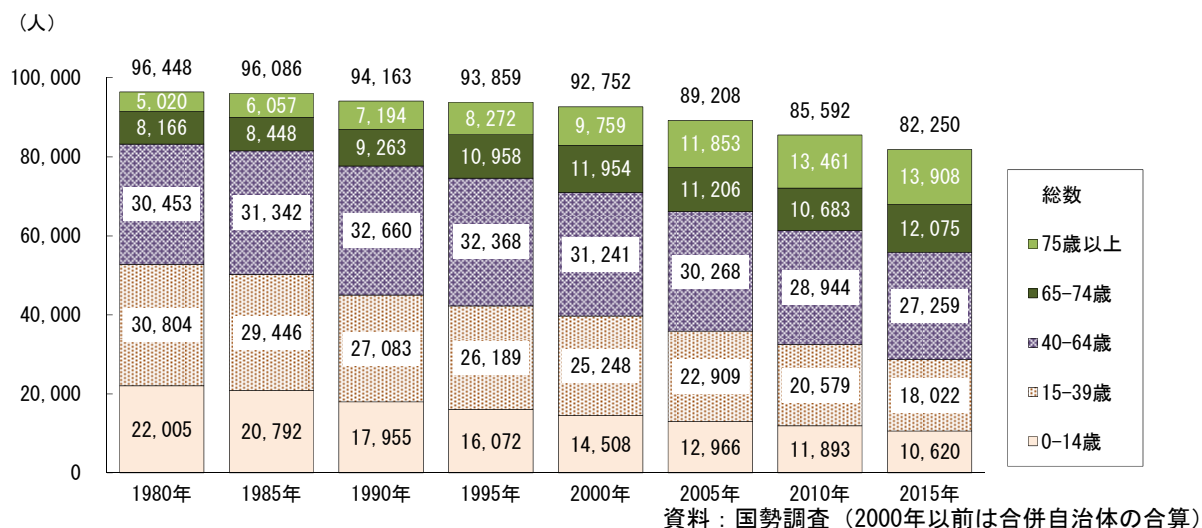
1 子どもの人口

豊岡市の総人口は近年減少が続いており、2015年の国勢調査では82,250人となっています。年齢別にみると、特に39歳以下の若年人口が減少しています。

こうした人口減少にともない、豊岡市の14歳以下人口についても減少が続いており、1980年から2015年までの35年間に、およそ半数に減少しています。

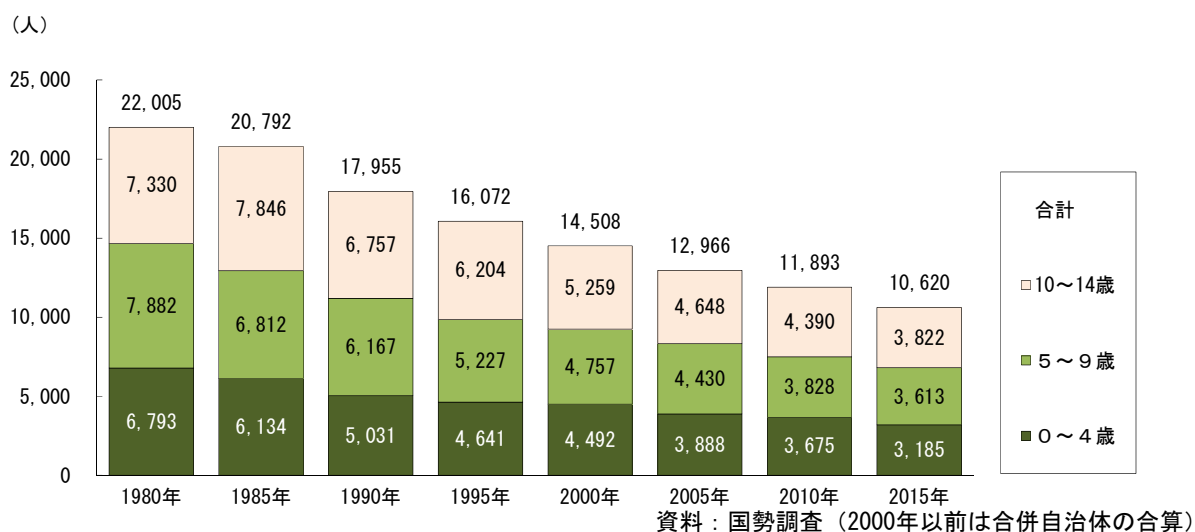
なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、引き続き子ども数の減少が見込まれています。

■ 豊岡市の人口の推移

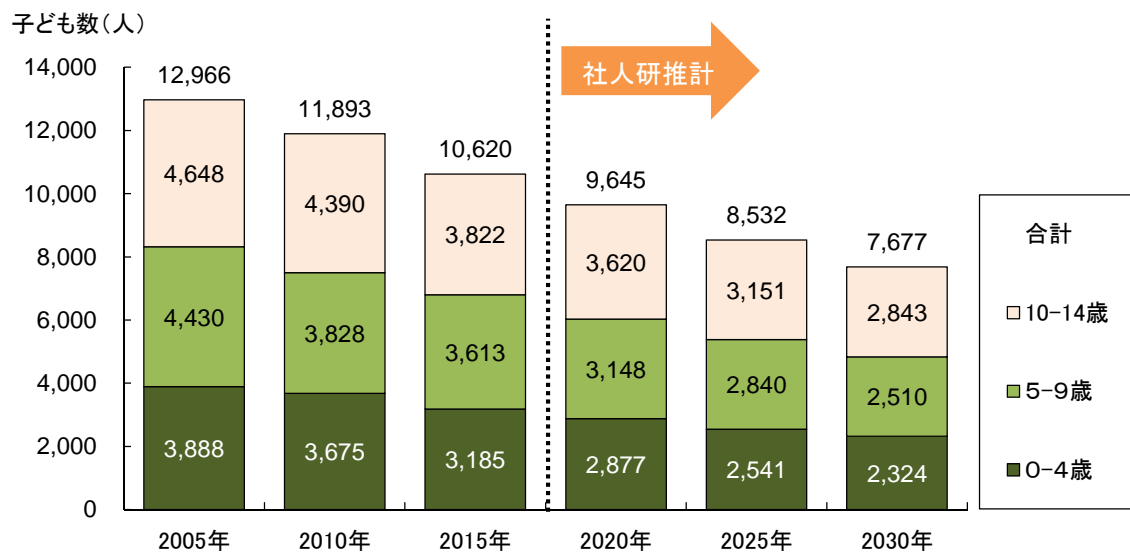


※「総数」には年齢不詳を含むため、合計が合わない場合があります。

■ 豊岡市の14歳以下人口の推移



■豊岡市の14歳以下推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

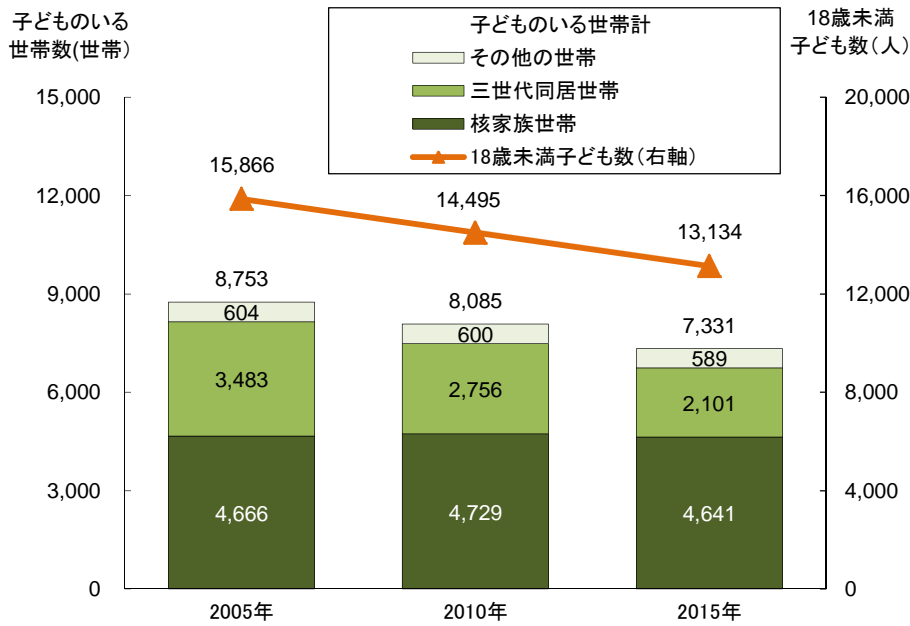
2 子どものいる世帯

子ども数の減少とあわせて、子どものいる世帯数も減少しています。

世帯の家族構成の変化をみると、三世帯同居世帯の減少幅が大きくなっています。また、ひとり親世帯の割合は増加が続いており、国・県の割合に近づいています。

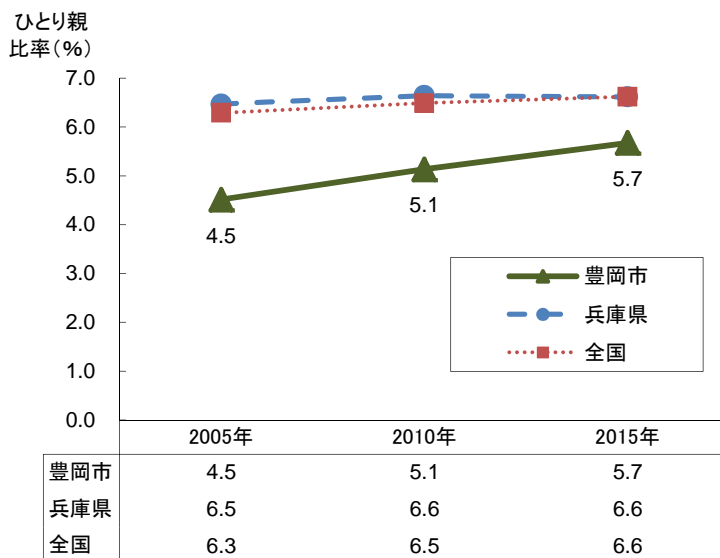
このように、三世帯同居世帯が減少し、ひとり親世帯が増加していることで、保育を必要とする子どもの割合が増加し、本市の保育ニーズの増大につながっていると考えられます。

■18歳未満の子ども数と子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

■18歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合



資料：国勢調査

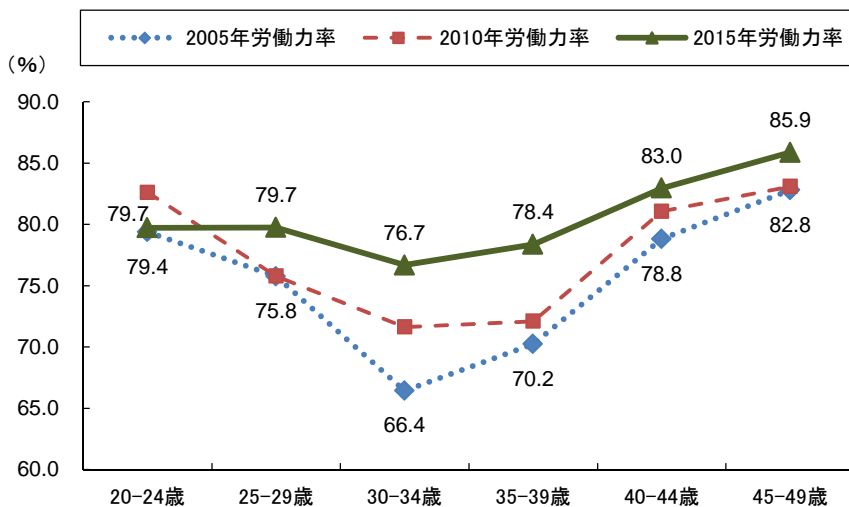
3 女性の就労

近年の子育て世代の女性の労働力率^{※1}の変化をみると、20歳代から40歳代の女性の労働力率は、2005年から2015年にかけて上昇しており、特に30歳代の上昇が顕著となっています。

2015年の年齢別女性労働力率を国・県と比較すると、豊岡市は20歳代前半、30歳代、40歳代の女性の労働力率が国・県を上回っています。

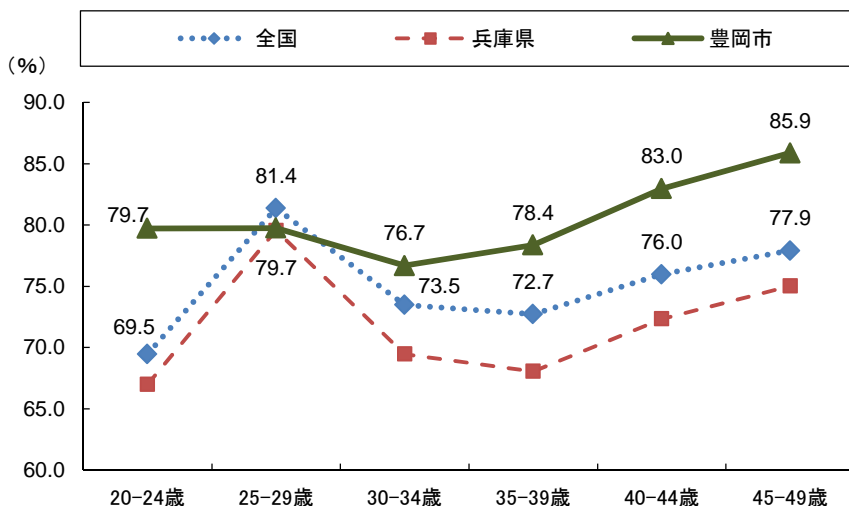
こうした女性の労働力率の上昇も、豊岡市における保育ニーズの変化に影響していると考えられます。

■豊岡市の女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢別労働力率の比較（2015年）



資料：国勢調査

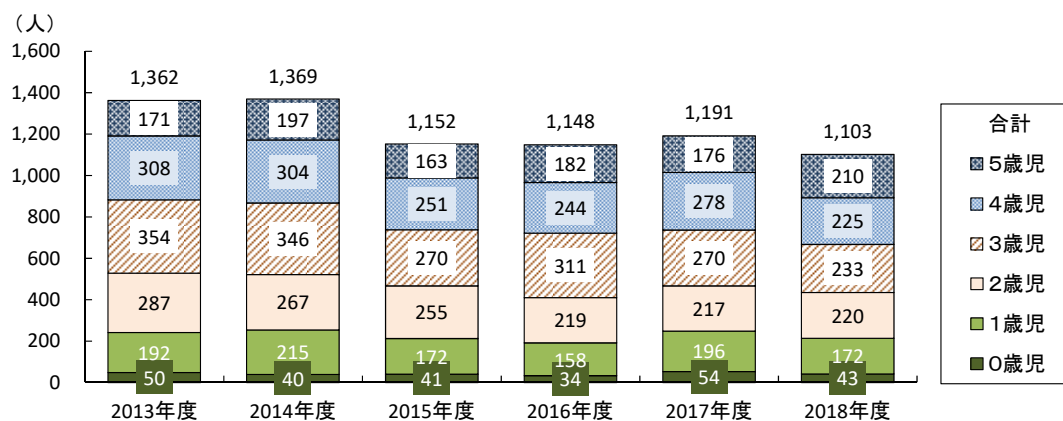
※1 労働力率：人口に占める労働力人口（休業中を含む就業者と完全失業者の合計）の割合。

4 2・3号認定就学前施設利用者数

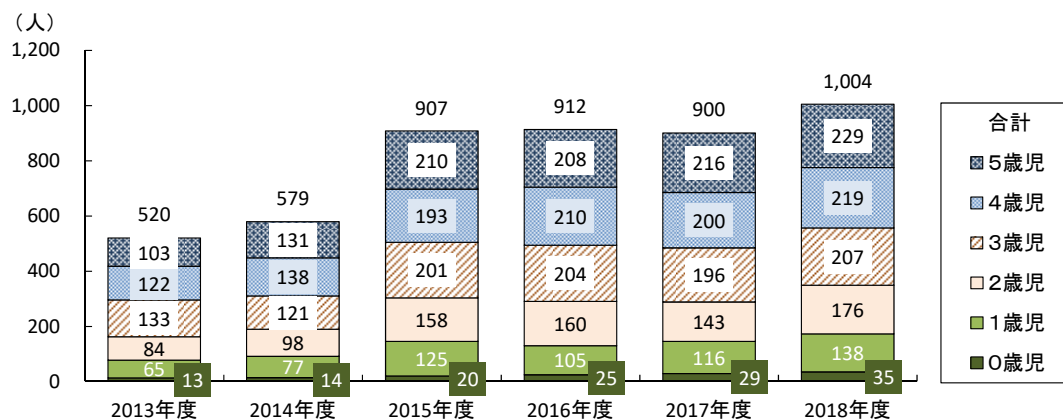
保育所の利用者数については、保育所の認定こども園化による減少を除いてほぼ横ばいで推移しています。認定こども園については、施設数の増加にともない、2・3号認定※2利用者数が増加しており、保育所利用者数と合計すると、全体的に保育ニーズが増大しています。

2・3号認定の待機児童数※3については、近年、50人台で推移しています。

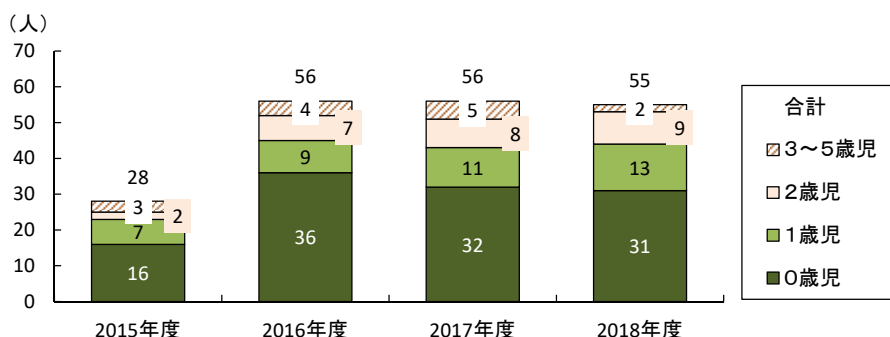
■保育所利用者数（各年度5月1日）



■認定こども園（2・3号認定）利用者数（各年度5月1日）



■待機児童数（各年度3月1日）



※2 2・3号認定：保護者の就労等により保育の必要があると認定された子どもです。3～5歳児は2号認定、0～2歳児は3号認定となります。

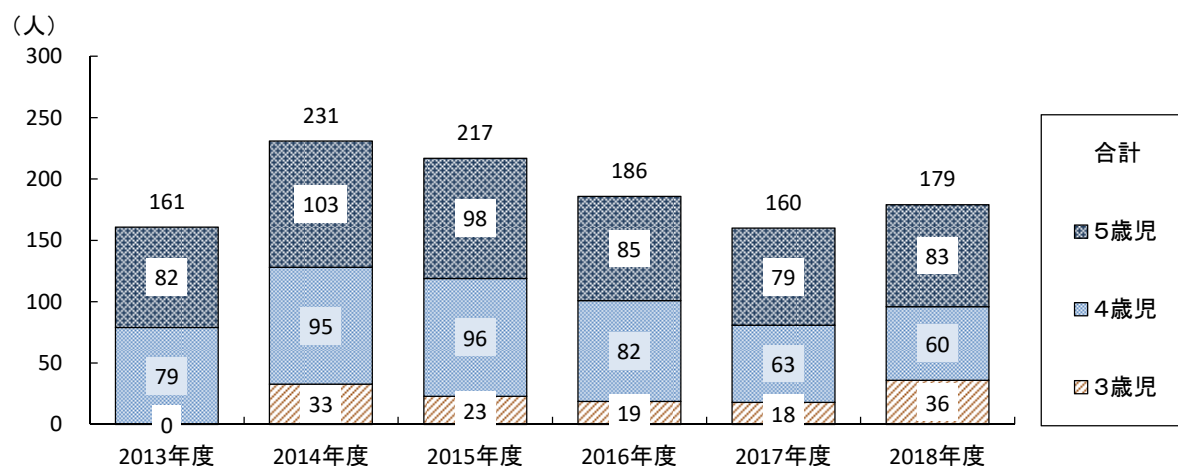
※3 待機児童数：待機児童数には、潜在的待機児童（特定の保育所を希望している場合や、求職活動を事由とした申込者のうち求職活動が確認できない場合の待機児童など）の数を含まず。

5 1号認定就学前施設利用者数

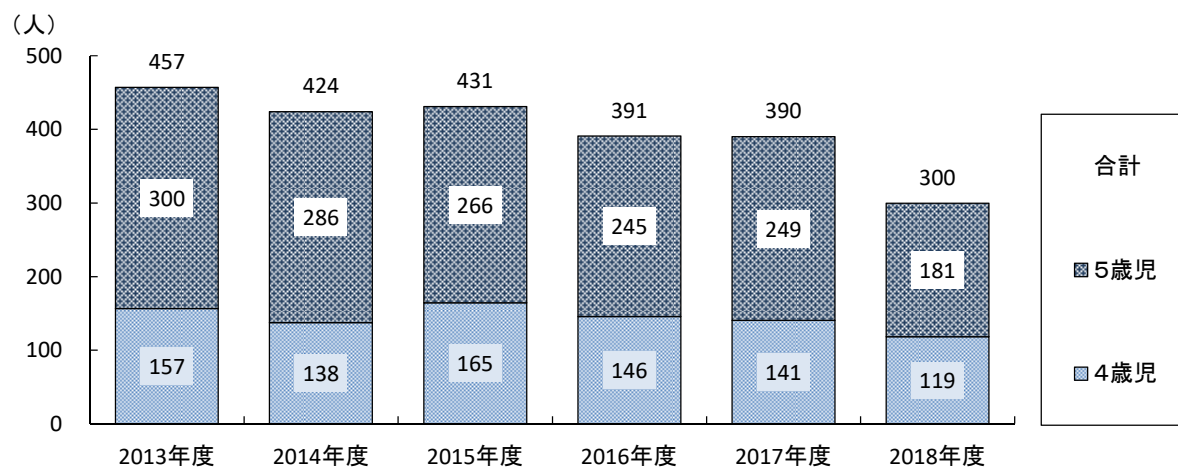
認定こども園の1号認定※4利用者数は、おおむね横ばいで推移しています。

幼稚園の利用者数は、保育ニーズの増加にともない減少傾向となっており、施設規模に対して利用者数が少ない状況が続いています。

■ 認定こども園（1号認定）利用者数（各年度5月1日）



■ 幼稚園利用者数（各年度5月1日）



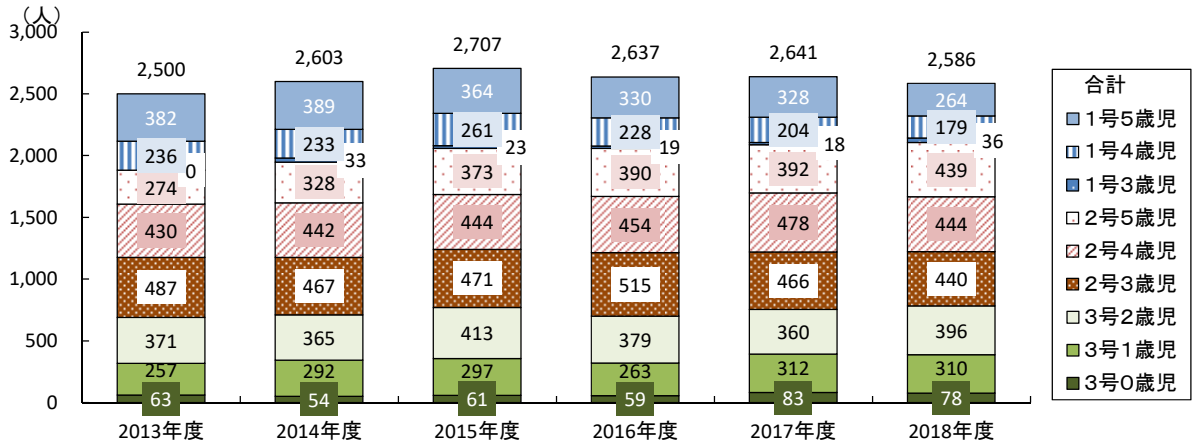
※4 1号認定：保育の必要があると認定されていない3～5歳児が1号認定となります。保護者が就労していても、幼稚園の教育を受ける場合は1号認定となります。

6 就学前施設全利用者数

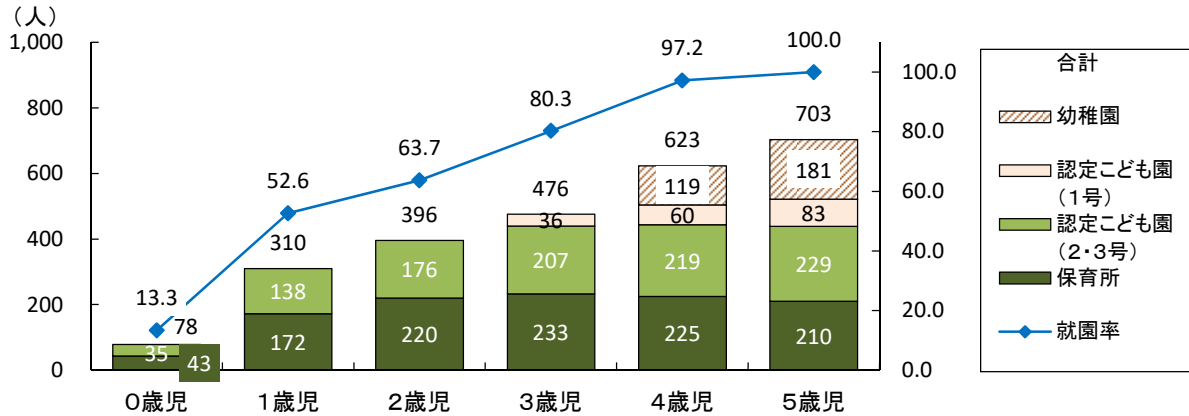
就学前施設の利用者数は2015年度をピークとして緩やかな減少傾向となっています。しかし、2・3号認定利用者数は増加が続いており、1号認定利用者数の減少が続いています。

年齢別にみると、4・5歳児の就園率はほぼ100%となっています。旧あり方計画策定時点と比較すると全体的に就園率が上昇しており、かつて顕著にみられた5歳児のみ幼稚園に就園するという傾向が、近年では弱まっています。

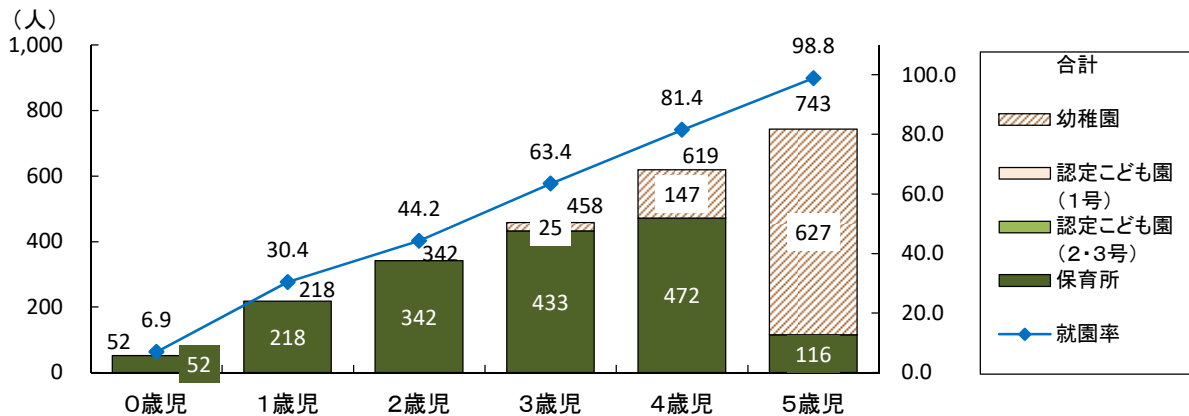
■就学前施設全利用者数の推移（各年度5月1日）



■2018年度年齢別就学前施設利用者数と利用率（利用者数は5月1日時点）



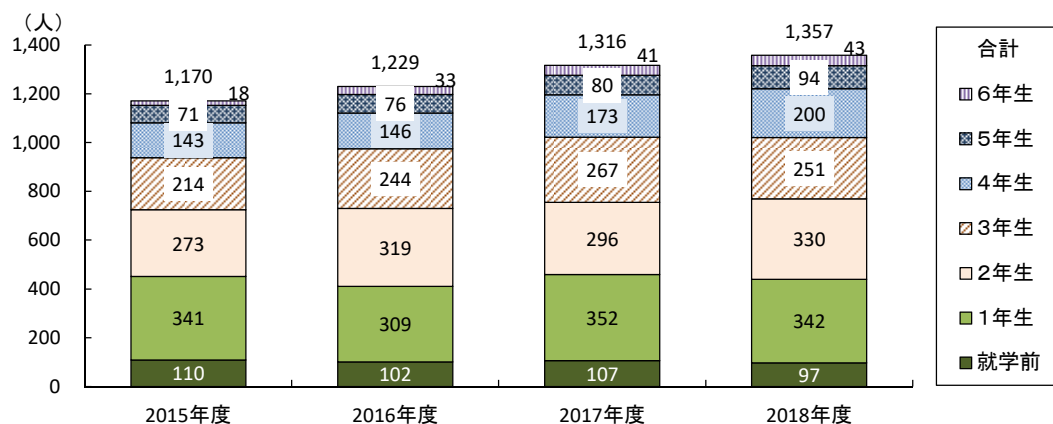
■2009年度年齢別就学前施設利用者数と利用率（旧あり方計画より）



7 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用者数は、増加が続いています。特に近年では、高学年での利用者の増加が顕著です。

■放課後児童クラブ利用者数の推移（各年度5月1日）



8 本市の現状と課題

本市の統計データや就学前施設の利用状況からうかがえる、本市の現状と課題は次のようにまとめることができます。

(1) 保育ニーズの増大

- ア 三世代同居世帯の減少、ひとり親世帯の増加、女性の労働力率の上昇等により、保育ニーズが増加傾向にある。
- イ 幼稚園では施設規模を下回る利用状況となっている一方で、保育施設では利用定員の弾力運用^{※5}をしてなお待機児童が発生しており、ニーズに対して受け皿のバランスが悪い状態となっている。
- ウ 2019年10月に予定されている3歳児以上を対象とした幼児教育・保育の無償化^{※6}により、現在いずれの施設も利用していない家庭（3歳児の約2割）についても、就学前施設の利用希望が増加することが予想される。
- エ 無償化の対象となる3歳児の時点で確実に入所できるよう、0～2歳児の早い段階から保育施設の利用を希望する家庭もあると考えられる。

※5 利用定員の弾力運用：待機児童解消等のため、利用定員を超えて入所できるようにすること。

※6 住民税非課税世帯は、0～2歳児も無償化の対象となります。

(2) 子ども数の減少

- ア 豊岡市の人口は引き続き減少が予想されており、将来的には就学前施設の利用者数は減少していくことが見込まれる。
- イ 現段階でも子ども数の減少が顕著な地域の就学前施設では、学級の子どもの数の減少により、適正な集団規模の確保が困難となっており、こうした状況は、将来的に一部の市街地を除く全市に広がっていくと考えられる。
- ウ 就学前施設利用者数の減少は、園の運営・経営に大きな影響を及ぼすものとなる。
- エ 子ども数の減少は、公私が一体となって支えてきた豊岡市の幼児教育・保育の基盤を揺るがしかねない問題となっている。

(3) 集団規模の確保と将来推計の必要

- ア 幼児期においては、遊びを通した総合的な指導と適切な環境の下、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を育むことが必要である。これまで各園が創意工夫して取り組んできた教育・保育を充実・継続させられるよう、将来的な子ども数の減少の動向も踏まえつつ、適正な子ども集団の規模の確保が課題である。
- イ 改めて本市の就学前施設利用者数について、年齢別、地域別、認定区分別等の観点から、中長期的な将来予測を行うとともに、利用ニーズの地域差の状況等を勘案しながら、適正な施設の配置と、子どもの集団規模の確保のための方策について定める必要がある。

(4) 放課後児童クラブ

- ア 放課後児童クラブについては、就学前施設と同様の社会情勢を背景として、利用率・利用者数が共に上昇している。
- イ 幼児教育・保育の無償化による就学前施設の利用増は、当然将来的に放課後児童クラブにも波及すると考えられ、引き続き利用率の上昇が見込まれる。
- ウ こうした状況を踏まえ、就学前施設のあり方とあわせ、放課後児童クラブの将来的なあり方・方向性も一体的に検討していく必要がある。

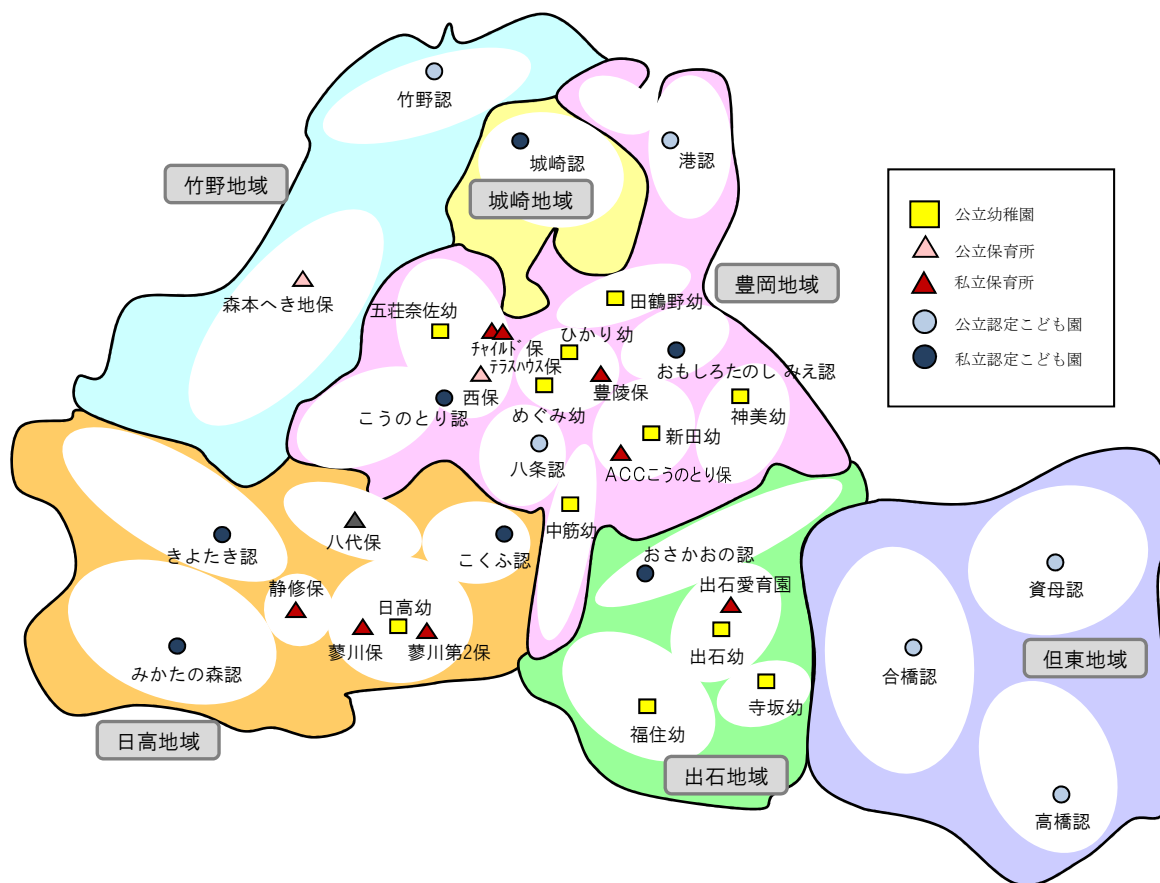
第2章 就学前施設・放課後児童クラブの設置状況とニーズ予測

1 就学前施設の設置状況

現在、市内には公立幼稚園が11園、公立保育所が2園（うち1園はへき地保育所）、私立保育所が12園（うち3園は小規模保育所）、公立認定こども園が6園、私立認定こども園が7園設置されています。

そのほか、認可外保育所が1園、企業主導型保育所が1園、事業所内保育所が2園設置されています。

公立の就学前施設19園のうち、設置後30年以上が経過している施設が10施設、うち5施設では40年以上が経過しており、将来的な維持管理や改修・改築等が課題となっています。



※小規模保育所、認可外保育所、企業主導型保育所、事業所内保育所は、上図に記載していません。

2 幼稚園・保育所・認定こども園の園児数

幼稚園の園児数は、2018年度（2019年3月1日時点）で、利用定員410人に対し園児302人（入所率73.7%）となっており、利用定員に対し園児数が少ない状況となっています。現状では利用定員が施設規模を大きく下回って設定されており、施設や人の配置の点では、余力のある状況です。

一方、保育所の園児数は、2018年度（2019年3月1日時点）で、利用定員1,051人に対し園児1,192人（入所率113.4%）と、弾力運用を行う状況が継続していますが、それでもなお待機児童が発生しています。認定こども園については、全体では利用定員1,260人に対し園児1,260人（入所率100.0%）、うち1号認定は利用定員270人に対し園児183人（入所率67.8%）、2・3号認定は利用定員990人に対し園児1,077人（入所率108.8%）となっています。

全体として、保育を必要としない1号認定子どもは利用定員に満たず、保育を必要とする2・3号認定子どもは利用定員を超過し、待機児童が発生している状況となっています。

また、旧あり方計画では、4・5歳児の集団規模は、それぞれおおむね15人を確保することが基本となっていますが、2018年度の状況でみると、4歳児では幼稚園9園、保育所3園、認定こども園5園で15人を下回っています。また、5歳児でも幼稚園6園、保育所3園、認定こども園5園で下回っています。中には4・5歳児の1学年当たりの人数が5人に満たない園もあり、適正な集団規模の確保についても課題となっています。

3 放課後児童クラブの設置状況

放課後児童クラブは、市内29小学校区に34か所設置されています。このうち、専用施設は5か所、小学校内に設置されているクラブが16か所、幼稚園施設を利用しているクラブが10か所、地区の体育館を利用しているクラブが2か所、認定こども園に設置されているクラブが1か所となっています。

市内全域で利用者数が増加傾向となっており、現在の施設では今後の受入れが困難となることが予想されるクラブがあること、また、幼稚園との施設併用により、幼稚園・放課後児童クラブ双方の事業内容や受入れ人員等に制限が生じることが課題となっています。

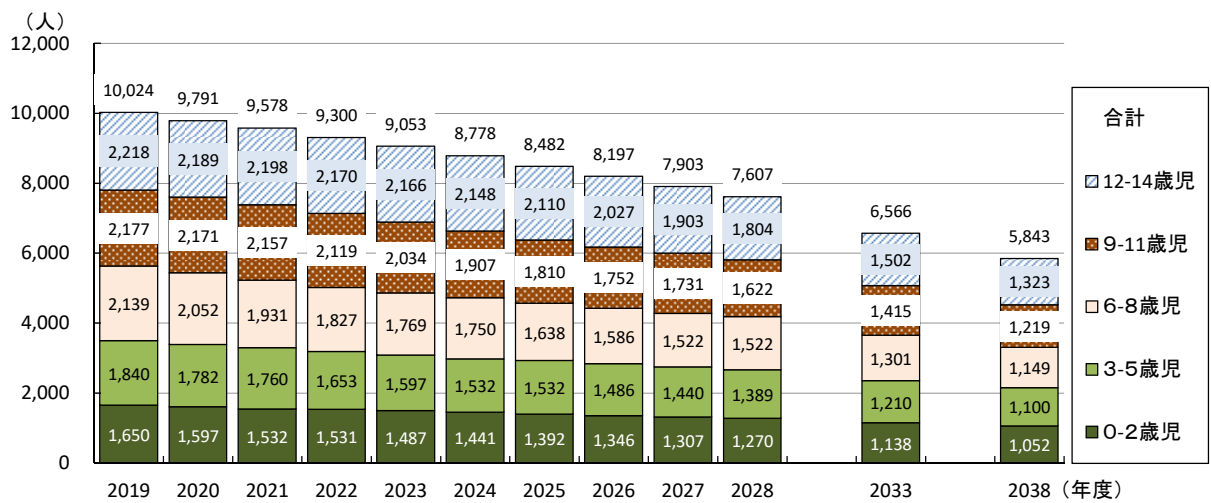
4 子ども数・就学前施設利用ニーズ量・放課後児童クラブ利用ニーズ量の将来推計

(1) 子ども数の推計

将来的な就学前施設及び放課後児童クラブの利用ニーズ量を推計するため、国立社会保障・人口問題研究所の推計とは別に、本市の住民基本台帳人口に基づく年齢別子ども数の推計を行いました。

本市の14歳児以下の子ども数は継続的に減少が続く見込みとなっており、2019年度の人口を100とすると、2028年度には76（0～2歳児は77）、2038年度には58（0～2歳児は64）まで減少する予測となっています。

■ 0～14歳児人口の推計値



※各年度4月1日時点、2019年度は実績値

人口推計・ニーズ量推計の方法について

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、市町村の人口を年齢5歳区分で、5年ごとに推計しています。しかし、これは、経年的な子ども数の変化を地域別・年齢別に見込むために必要な情報としては十分ではありません。また、2015年の国勢調査に基づく推計のため、直近の状況が反映されていない問題もあります。

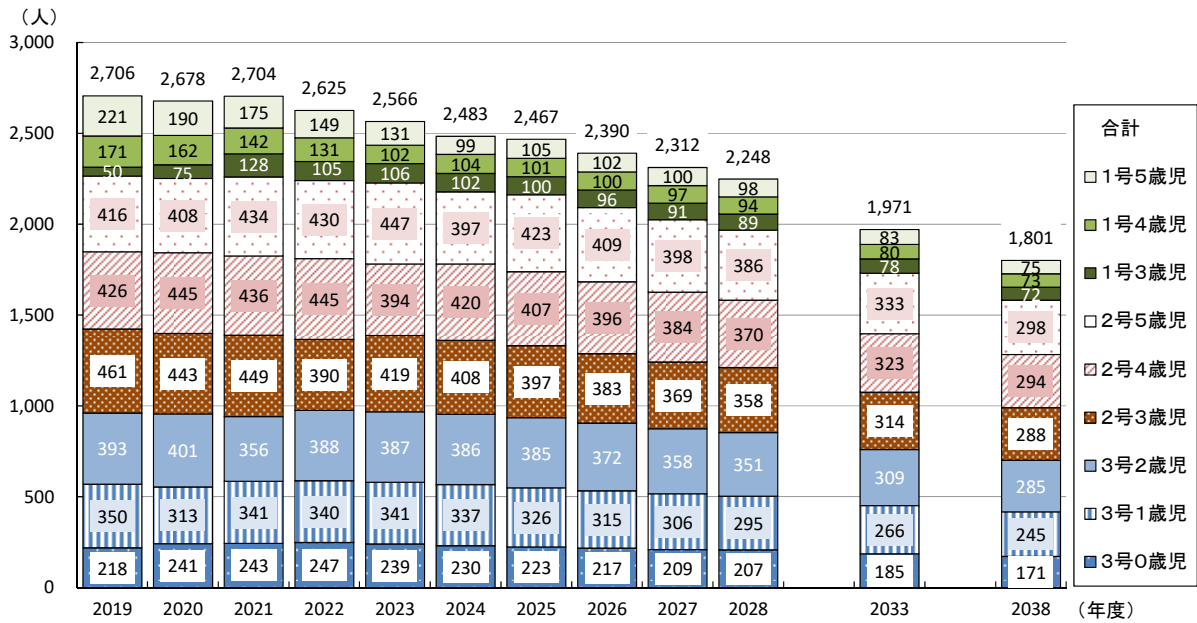
そこで、2015年度～2019年度の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法による人口推計を行いました。男女別・年齢各歳別（コーホート別）に、近年の人口の推移（変化率）が将来にわたって継続すると仮定して推計人口を算出しています。なお、0歳児人口については、近年の女性子ども比（25～39歳女性人口と0歳児人口の比率）が将来にわたって継続するという仮定で算出するため、女性人口の推移に比例して変動することになります。また、地域別の見通しも確認できるようにするため、豊岡市全体の推計と小学校区別の推計をそれぞれに行い、小学校区別推計の合計が豊岡市全体の推計の合計と合致するよう、小学校区別の推計を調整しました。

就学前施設等の利用ニーズ量の推計については、近年の利用率の動向や、保護者の就労状況の推移、幼児教育・保育の無償化の影響等を考慮して、年齢・学年別の将来の利用率を設定し、推計人口を乗じて算出しています。

(2) 就学前施設利用ニーズ量の推計

就学前施設利用ニーズ量は、全体では減少傾向となっておりますが、0～2歳児は2022年度までは微増傾向となっております。0～2歳児は現在の待機児童の状況を踏まえると、今後も受入れ枠を超える利用ニーズ量が見込まれます。また、1号認定3歳児についても、幼児教育・保育の無償化の影響でニーズ増が見込まれます。

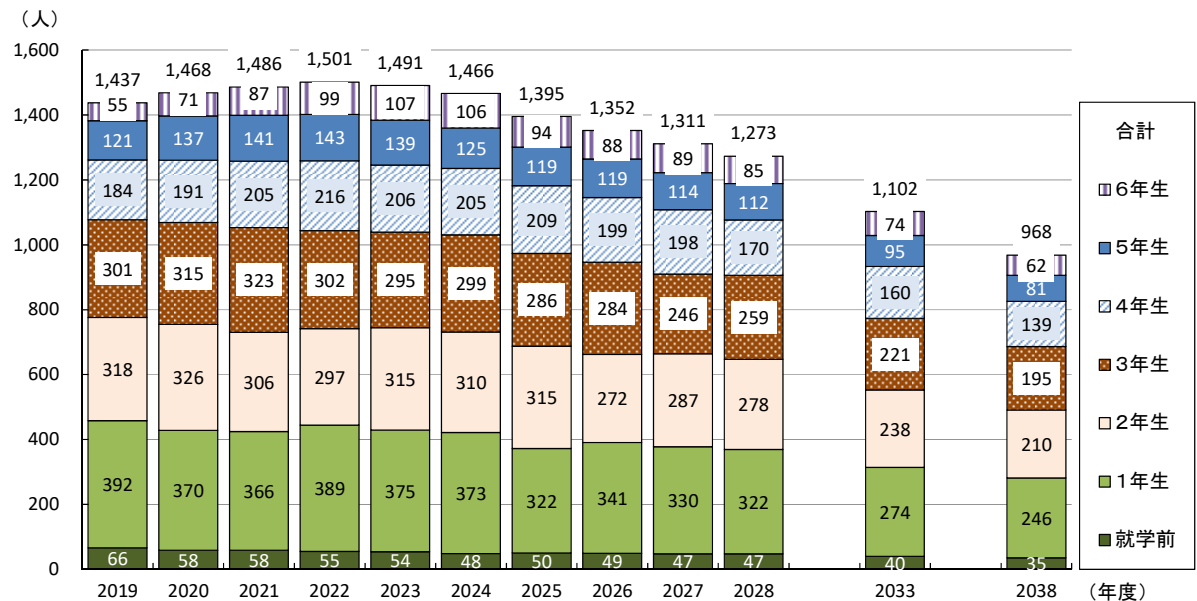
■就学前施設利用ニーズ量の推計（各年度3月1日時点）



(3) 放課後児童クラブ利用ニーズ量の推計

放課後児童クラブについては、2022年度ごろまで利用者数が増加し、その後は徐々に減少に転じる予測となっております。

■放課後児童クラブ利用ニーズ量の推計（各年度5月1日時点）



(4) 人口推計・ニーズ量推計からみた将来の見通し

人口推計・ニーズ量推計を踏まえると、将来的な本市の子ども数、就学前施設利用ニーズ量、放課後児童クラブ利用ニーズ量の見通しは以下の通りとなります。

ア 14歳児以下の人口の減少が続き、2038年度には2019年度の6割程度まで子ども数が減少する。竹野・但東では半数以下にまで減少する見込みとなっている。

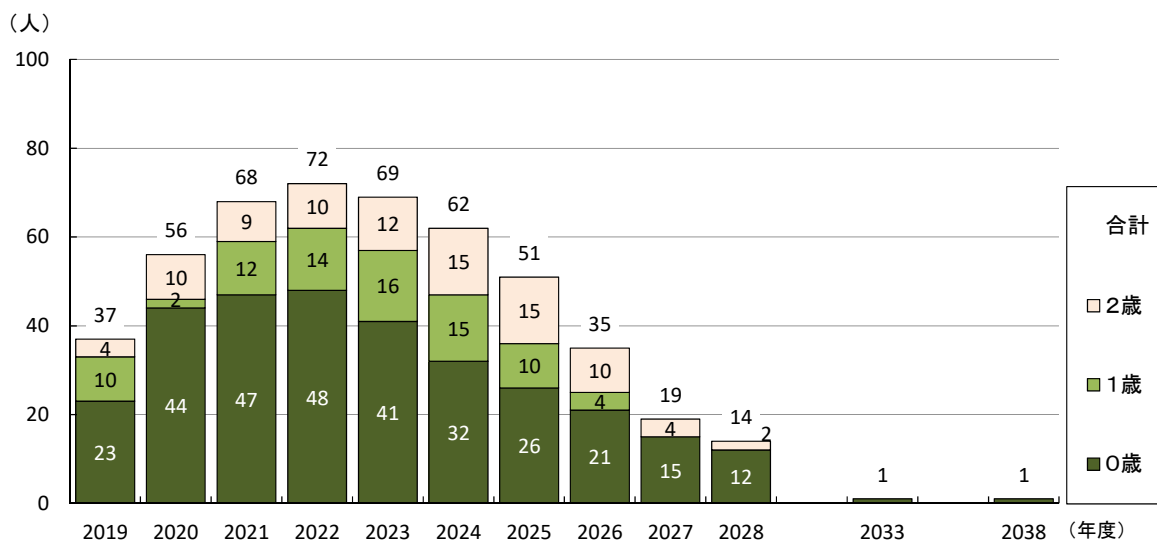
イ 幼児教育・保育の無償化の影響により、2・3号認定のニーズは増加することが予想されるため、子ども数の減少に反して、特に0～2歳児の保育ニーズは増加または横ばいの状況が2024年度ごろまで続く。

ウ 0～2歳児の待機児童については、現状の施設の状況が変わらない場合は、2024年度ごろまでは60人を超える人数で推移し、0歳児については2028年度ごろにおいても10人以上が見込まれる。

エ 無償化の影響で1号認定3歳児のニーズの増加が予測される一方で、1号認定4・5歳児については、引き続きニーズの減少が見込まれる。

オ 放課後児童クラブについては、2024年度ごろまでは1,400人を超える利用者数で推移し、その後は次第に減少していく予測となっている。

■ 0～2歳児の待機児童数の見込み（各年度3月1日時点）



第3章 幼児教育・保育のあり方

1 目指す将来像

豊岡市に暮らす子どもの誰もが、保護者の就労状況や家庭の環境にかかわらず、安心して過ごせる日中活動の場が確保され、同年代の子どもたちとの関わりの中で、共に遊び、育ち合い、学び合うことのできる環境が整備されることが、私たちが目指したい将来像です。

そのためには、市内全体で子どもの育ちを支える教育・保育が同じように提供されること、保護者が就労している子どもに確実に保育の場が提供されること、保護者が希望する就学前の教育・保育施設を利用できる環境が整えられること、それぞれの教育・保育の場において、子どもの育ちに必要な集団の規模が確保されることが求められます。

豊岡市における幼児教育・保育のあり方の検討においては、この将来像の実現を第一とし、少子化、保護者ニーズの変化、幼児教育・保育の無償化など、時代の潮流に応じた適切な幼児教育・保育を実現するものとして、豊岡市の目指すべき方向性について審議しました。

2 目指すべき基本方向

本答申では、目指す将来像を実現するための豊岡市の幼児教育・保育のあり方として、次の基本方向に基づいて事業を進める必要があることを提言します。

- 乳幼児期にふさわしい生活や遊びが可能となる環境を通じて、その時期に育みたい資質・能力が形成できるよう、適正な規模の子ども集団が確保できる環境整備を行うこと
- 保護者の就労の有無等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を保障するとともに、地域に開かれ、子育て支援機能を充実させた施設運営を目指すこと
- 市内のいずれの就学前施設においても、子どもの発達段階に応じた適切な環境が確保されるとともに、質の高い人材の確保により、子どもの育ちを同じように保障する体制を整備すること

3 対応すべき課題

(1) 待機児童の解消

本市においては継続的に待機児童が発生しており、特に0～2歳児について近年の保育ニーズの増大に対応できていない状況が続いています。既存の保育施設の利用定員をこれ以上拡大することは困難な状況であり、何らかの手段を講じる必要があります。待機児童の発生には地域的な偏りがあり、中長期的な子ども数の減少によるニーズの縮小も展望されることから、地域の状況に応じた適切な取組が求められます。

(2) 将来的な子ども数の推移を見据えた集団規模の確保

旧あり方計画では、「4歳児・5歳児の集団規模は、それぞれおおむね15人を確保することを基本とし、対象児童数の推移や地理的条件、地域事情等を考慮する」と定められていましたが、幼稚園の多くや人口減少地域の就学前施設については、この規模を確保できていない現状となっています。将来的には、少子化の更なる進展により、各園の子ども集団の小規模化が見込まれており、地区別の子どもの数の推移を見据えた集団規模の確保が課題となります。

(3) 幼児教育・保育の無償化を受けた公平性の確保

2019年10月に開始が予定されている幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の就学前施設における保育料が無料となります。ところが、1号認定3歳児については、市内において受入れ施設が限られた状況となっており、希望しても利用できない家庭における不公平感の増大が懸念されます。いずれの地域においても等しく、1号認定3歳児の受入れを可能にすることが求められます。

(4) 質の高い保育人材の確保と離職防止

就学前施設や放課後児童クラブの整備においては、施設の確保以上にそれに携わる人材の確保が全国的に課題となっています。よりよい幼児教育・保育及び放課後児童クラブでの保育を実現するために不可欠な専門性の高い人材を継続的に確保するため、各種の人材確保策の実施と、経験のある職員の離職防止策の取組が重要な課題となります。

(5) 効果的・効率的な行財政の確保

広域合併自治体であり、人口が市内各所に分散している豊岡市においては、行政運営が非効率とならざるを得ない現状があり、就学前施設及び放課後児童クラブについても例外ではありません。施設の老朽化への対応や現場の環境改善、人材確保等、子どもの育ちのためのよりよい環境整備に向け、限られた資源を効果的・効率的に活用できる体制の確保が必要となります。

4 課題に応え基本方向を実現するための方策

(1) 幼稚園の再編・統合と認定こども園化

11園の公立幼稚園については、その教育が市民から評価されている一方で、就園率が低下し、園児数が利用定員を下回る状況が続いています。これは、幼稚園児の預かり時間が短く、放課後児童クラブを併用しても、就労している保護者のニーズに合わなくなっていることが主な原因と思われます。将来的な子ども数の減少を考慮すると、現在の幼稚園では適正な集団規模の確保がさらに困難となることが見込まれます。一方で、待機児童の解消や1号認定3歳児の受け皿の確保が課題となっています。

こうした状況に対応するため、市内の公立幼稚園については、再編・統合をした上で認定こども園化を推進することが妥当な方策だと考えられます。これにより、0～2歳児の保育利用定員を増加させ、1号認定3歳児の受入れにも対応するとともに、従来幼稚園が対象としてきた4・5歳児の教育利用についても、引き続き対応することが可能となります。なお、認定こども園化を推進する場合は、関係地域の私立園の意向も踏まえて、進めていく必要があります。

また、現在園ごとに設定している通園区域については、施設数の減少により維持することが困難となるため、近隣の就学前施設の配置状況を踏まえて、弾力的な運用を行う必要があります。現状よりも通園距離が遠くなる子どもや家庭が生じると予測されることについて、保護者の立場から通園対策を求める意見がある一方、通園の安全性の確保、園職員の負担軽減等の観点から、従来の保育所・認定こども園と同様に、全園において保護者送迎を原則とするよう、保護者の理解を得ることが望ましいとも考えられます。豊岡市においては、関係者の意見や園・地域の実情を踏まえ、適切な対処が求められます。

(2) 就学前施設の再編・統合

将来的な子ども数の減少を見据え、発達段階に応じた集団活動に必要な集団規模を確保するため、特に子ども人口が減少している地域を中心に、就学前施設の再編・統合が求められます。

施設の再編に当たっては、いずれの地域においても保護者の就労状況などに応じて、希望する種類の施設に通園できるような配慮と、小学校区別に施設を確保することは困難ですが、小学校への進学に当たっては、同じ就学前施設から進学する仲間集団を作ることができるような配慮が求められます。

就学前施設の再編・統合は、地域住民の関心も高く、地域の将来に与える影響も大きいと考えられるため、その実施に際しては、将来の見通しと子どもにとってよりよい教育・保育の環境の確保について、保護者・地域に十分な説明を行う必要があります。

私立園については、安定した経営基盤が確保されることが運営上必要であることから、施設間の過度の競合が生まれないよう、将来的に施設数を調整していく必要があります。施設の廃止に当たっては、私立園の意向や地域の実情を踏まえた上で、公立園から優先的に行うことを基本とすることが望ましいと考えられます。

施設の再編・統合の一環として、将来的には私立保育所についても、保護者の就労状況

にかかわらず受入れ可能な認定こども園化を促すことで、就学前施設の効率的な配置を進めていくことを検討する必要があります。

(3) 公立園の休級・休園基準の設定

幼児教育・保育においては、人と関わる力を育むに当たり、集団による遊びの楽しさを味わうことや、同年代の友だちとの遊びの中で、折り合いを付けるといった体験を通じて、主体性や社会的態度を身に付けていくことが大切とされています。子ども同士が相互に影響し合い、一人一人の子どもが発達段階に応じた必要な経験が得られる環境を整えるためには、最低限確保すべき集団規模があると考えられます。

旧あり方計画においては、4・5歳児の適正規模の考え方として、「1クラス15～30人とすることが適当である」とし、「おおむね15人を確保することを基本とし、対象児童数の推移や地理的条件、地域事情等を考慮する」と定めています。

本答申では、旧あり方計画の適正規模の考え方を引き継ぎつつ、施設の休級・休園の検討を始める基準として、4・5歳児の集団規模の下限を設定することを提案します。具体的には、幼児教育・保育における最低限のグループ活動の規模を3人とし、複数のグループが形成可能な人数として、6人程度を集団規模の下限として設定することが考えられます。

ただし、下限を下回った時点で即時休級・休園とするのではなく、地域の実情や代替施設の確保等の状況を総合的に考慮した上で、決定するものとします。

■豊岡市公立園の休級・休園基準（案）

- 4歳児または5歳児のいずれかの園児数が6人程度を下回り、次年度以降においても回復の見込みが低いと判断された時点において、該当する年齢児の募集を次年度より休止（休級）することの検討を始めるものとする。
- 4歳児と5歳児のいずれにおいても休級となる見込みの施設については、休園のための検討を始めるものとする。
- 休級・休園の決定に当たっては、基準の機械的な適用ではなく、地域の実情や代替施設の確保等の状況を総合的に判断するものとする。
- 休園した施設については、2年をめどとして園児募集を継続し、下限を上回る利用申込みがない場合は、廃園するものとする。

(4) 職員体制の整備

保育人材の確保は、保育ニーズに対応する受入れ枠を確保するという「量」の面からも、教育・保育の内容を向上させるという「質」の面からも、不可欠な取組となります。公立・私立のいずれの園においても、適切な人員が確保されるよう、幼児教育・保育に関わる職員の就労継続と新規雇用の確保に向けた継続的な取組が求められます。

5 これからの幼児教育・保育の充実に向けた取組

「4 課題に応え基本方向を実現するための方策」を推進する上で、各就学前施設における教育・保育の質の向上に向け、特に以下のような取組が重要となると考えられます。

(1) 教育・保育のスタンダード・カリキュラムの周知と深化

豊岡市では、2010年に「豊岡市就学前の教育・保育計画『スタンダード・カリキュラム』」を策定し、0歳児から5歳児のそれぞれの発達段階において、育てたい子どもの姿と、実践されるべき教育・保育のねらいと内容を明確化し、市内のどの園に通っていても子どもの育ちを支える教育・保育が同じように提供される体制づくりに努めています。

しかし、市内の就学前施設において共通の「スタンダード・カリキュラム」が存在していることについて、十分に保護者に知られていない現状が指摘されています。

2017年に国において、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針が改訂されたことを受け、現スタンダード・カリキュラムについても改定の検討が進められています。新しいスタンダード・カリキュラムの策定に当たっては、市内就学前施設の職員だけでなく、保護者にも幅広く周知し、各園の個性的な取組の基礎となる共通の指針としての活用の徹底を図ることで、保護者の就学前教育・保育への信頼の向上につなげることが求められます。

(2) 就学前施設と小学校の連携・交流の推進

豊岡市では、かつては小学校区ごとに幼稚園が配置され、地域の幼稚園から小学校への教育及び子ども集団の継続が、多くの保護者に意識されてきました。しかし、今後は小学校区単位での就学前施設の確保は困難であり、複数の就学前施設から複数の小学校へと進学することが常態となると考えられます。これは、都市部においては以前から当たり前に行われてきたことであり、そのことによる弊害が指摘されることは特にありませんが、一方で、就学前施設から小学校への円滑な接続については、従来から重要な課題として位置付けられています。

豊岡市においても、就学前施設から小学校への円滑な接続を確保し、幼児期から就学後に向けて育ちをつなげていけるよう、これまで就学前施設と小学校の間で行われてきた取組の蓄積を生かし、引き続き相互の連携・交流の取組が求められます。

(3) 在宅児に対する支援の充実

就学前施設における教育・保育の充実に加え、就学前施設を利用していない子育て家庭に対する支援の充実も課題となります。就学前施設の利用の有無にかかわらず、全ての子どもと保護者が等しくサポートを受けられるよう、公開保育や一時預かりの充実、情報提供、保護者への相談支援等、就学前施設における在宅児家庭の支援の充実が図られる必要があります。

6 当面の対応策

幼児教育・保育のあり方は、5～10年後の本市の状況を見据え、よりよい幼児教育・保育の提供を実現するための中長期的な視点をもって検討していく必要があります。他方、継続する待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化にともなう保育ニーズの増加への対応等、2024年度ごろまでを対象とする当面の対応についても喫緊の課題となっています。「4 課題に応え基本方向を実現するための方策」で示したように、幼稚園及び保育所の再編と認定こども園化を早急に進めていく必要があることは言うまでもありませんが、さらに当面の間の対応策として、次年度以降に以下の取組が求められます。

(1) 0～2歳児の保育利用定員の拡大

現状のままでは0歳児から2歳児の待機児童が数年先まで継続・増加する見込みであることを踏まえ、この年齢の保育の受入れ枠の拡大について検討する必要があります。既存の保育施設の利用定員の増加については、施設規模や人材の確保の面から困難な状況となっています。小規模保育事業等速やかに実施できる施策の展開が求められます。

(2) 1号認定3歳児の受入れ枠の拡大

3歳児から5歳児の教育・保育の保育料が無償化されることで、現状では8割程度の就園率となっている3歳児の利用ニーズの増加が予想されます。特に保護者が就労していない1号認定3歳児については、豊岡市においては一部の私立認定こども園のみの受入れとなっており、予想されるニーズに対する受け皿が大きく不足しています。認定こども園の運営法人の理解と判断が前提となりますが、既存の認定こども園の受入れ枠の拡大が求められます。

(3) 幼稚園利用の促進

4・5歳児の保育利用は、利用定員を超えて受け入れる状況が続いていますが、幼稚園の利用は減少しています。

幼児教育・保育の無償化にともない、4・5歳児の保育ニーズはますます増加が見込まれます。当面の待機児童対策の観点から、保育士等の確保、保育スペースの確保など大きな課題はありますが、預かり保育の実施など、幼稚園利用増加策の検討が求められます。

(4) 保育人材の確保

豊岡市においては現在、主に保育士不足のために、待機児童がなかなか解消できない状況となっています。保育の仕事に就く人を増やし、就労を継続しやすい環境づくりを進めるため、市内事業者や養成機関と連携して、保育士等の処遇改善や就職支援等の取組の拡充を検討する必要があります。

第4章 放課後児童の育成のあり方

1 目指す将来像

放課後児童クラブは、保護者が就労している子どもの放課後の安全・安心な居場所として、また異年齢の子ども集団が相互に関わり合いながら、活動できる場所として、整備される必要があります。将来的には、地域人材の活用も含め、様々な大人が関わり、多様な活動・体験の機会のある場として、その充実が図られることが望ましいと考えられます。

2 目指すべき基本方向

- 保護者が就労している児童の放課後の居場所を確保するとともに、異年齢集団における体験・交流の場として、放課後児童クラブの充実を図ること
- 放課後児童クラブで過ごす時間が子どもにとって豊かな活動・体験の場となるよう、専門性の高い人材の確保を進めるとともに、地域と連携した多様なプログラムの提供を進めること

3 対応すべき課題

(1) 利用ニーズの増大

就学前施設と同様に、放課後児童クラブについても近年利用者の増加が続いています。就学前施設と比べて、子ども数の減少が遅れて進行することや、幼児教育・保育の無償化による影響(利用者数の増加)が、就学前施設より遅れて出てくると考えられることから、2022年度ごろまでは利用者数の増加が続くと見込まれています。

(2) 幼児教育・保育の無償化による影響

幼児教育・保育の無償化においては、保護者が就労している幼稚園児の預かり保育等の利用についても、無償化の対象となることが決定しています。そのため、幼稚園児の放課後児童クラブの利用についても、幼児教育・保育の無償化の趣旨を踏まえた対応が求められると考えられます。このことは、幼稚園児の利用の更なる増加につながる可能性もあり、小学生利用の増大の見込みとあわせて、対応が求められます。

(3) 実施場所と人材の確保

今後の利用者の増加に対応していくためには、特に保育スペースと人員の確保が重要となります。放課後児童の安全・安心な活動環境の整備と、効率的な行財政の確保の観点からは、学校施設の活用や既存施設の有効活用等を進めることが望ましいと考えられます。既存のスペースでは、これからの利用の増加に対応できないと考えられる放課後児童クラブも複数存在しており、早急な対応が求められます。

4 課題に応え基本方向を実現するための方策

(1) 小学校・地域と連携した放課後児童クラブの活動の充実

放課後児童クラブは、少子化の進む今日において、異年齢の子ども集団による活動を経験できる貴重な場となっており、子どもの豊かな育ちという観点からも、その充実が図られる必要があります。近隣で子ども集団を形成することが困難な地域が増加しており、都市部と比較すると習いごと等の機会も限られている豊岡市においては、放課後児童クラブは子どもの多様な活動・体験の機会の提供に貢献できる重要な役割を果たしています。地域人材の積極的な活用や、小学校・放課後子ども教室との連携等を通じ、地域と連携し、地域の実情に応じた放課後児童クラブの活動の充実を図ることが求められます。

(2) 専用施設の確保

公立幼稚園の再編・統合により廃園する幼稚園施設については、公共施設マネジメントの観点から解体・撤去が好ましいですが、放課後児童クラブの利用者の増加に適切に対応するためには、これらの施設を有効活用して、放課後児童クラブの専用施設とすることが望ましいと考えられます。

なお、別途検討される行財政改革における放課後児童クラブの民間委託や、児童数の減少にともなう小学校のあり方の検討にあわせて、放課後児童クラブの保育スペースの確保について改めて検討されることが必要と考えます。

(3) 学校施設の活用の促進

豊岡市では、幼稚園児も放課後児童クラブの利用対象とされていますが、幼稚園の認定こども園化により、幼稚園児の放課後児童クラブの利用がなくなり、小学生のみの利用となります。

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施については、2018年9月14日の文部科学省・厚生労働省による『「新・放課後子ども総合プラン」について（通知）」において、「余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用」が求められています。学校教育に必要なスペースの確保に留意しつつ、子どもの安全や遊び場（グラウンド等）の確保といった観点からも、学校施設の積極的な活用を推進することが必要です。

(4) 人材の確保

放課後児童クラブの指導員の確保においては、放課後児童クラブの安全確保や活動の充実の観点から、必要な人員を確保できるよう、取組の充実が求められます。利用者が増加する中で、子どもの育ちを支える指導員が力量を高め、活動の質を向上させていくことも重要であり、指導員に対する各種研修の実施や、地域人材の活用による活動の充実も課題となります。

第5章 施設整備の具体的な構想について

1 施設整備の考え方

幼児教育・保育のあり方について、「4 課題に応え基本方向を実現するための方策」において示した考え方に基づき、各地域において以下の方針で就学前施設の再編整備を進めていくことを提案します。

また、就学前施設の再編整備とあわせ、放課後児童クラブの再編も進めていく必要があります。

■就学前施設再編の考え方について

地域	再編の考え方
豊岡地域	7つの公立幼稚園の統合などにより、数園の認定こども園に移行することで、子ども集団の規模を維持するとともに、効果的・効率的な職員配置を図り、受入れ枠を確保する。
城崎・港地域	現状の施設で将来的な保育ニーズ量にも十分対応できると考えられるため、当面は現状維持とする。
竹野地域	1つの認定こども園で、地域内の将来的な保育ニーズ量にも十分対応できると考えられるため、認定こども園とへき地保育所を統合する。
日高地域	1つの公立幼稚園を近隣保育所と統合し、認定こども園に移行する。また、集団規模を確保するため、私立園同士の統合の検討も必要である。
出石地域	3つの公立幼稚園を近隣保育所と統合して認定こども園に移行し、地域内で2つの認定こども園を配置することにより、子ども集団の規模を維持するとともに、受入れ枠を確保する。
但東地域	3つの公立認定こども園を1園に統合し、子ども集団の規模の維持と効果的・効率的な施設配置を図る。

2 就学前施設の再編案

今後子ども数の減少に対応するとともに、2024年度ごろまでの待機児童の解消に向けて、各地区の幼稚園・保育所・認定こども園を以下のように再編することを提案します。

地域的な施設数、就園ニーズのバランスを考慮して、小学校区別に記載していますが、同一地区内の施設のみが通園対象となるのではなく、従来の保育所・認定こども園と同様に、園区を撤廃し、保護者の選択によるものとします。

ただし、小学校との連携やある程度の仲間集団のまとまりで進学できることを考慮すると、就学前（4・5歳児）は、緩やかな通園区域の設定があった方が望ましいとも考えられます。施設の地域バランス、通園範囲、小学校との連携、仲間集団づくり等の要素を考慮して、適切な取組が求められます。

地区の理解、関係法人との調整、財源の確保など大きな課題はありますが、可能な限り早期に再編整備が行われることが望ましいと考えます。

(1) 豊岡地域

【豊岡・田鶴野・三江小学校区】

- ア 公立豊岡めぐみ幼稚園、公立豊岡ひかり幼稚園を統合し、新規の私立認定こども園に再編する。
- イ 公立豊岡ひかり幼稚園を改築して、新規の私立認定こども園として整備し、0～3歳の保育ニーズにも対応する。
- ウ 新規の私立認定こども園の施設規模については、市内における施設配置のバランスを考慮して検討されたい。
- エ 公立田鶴野幼稚園を廃園する。（就学前の緩やかな通園区域の設定として、公立田鶴野幼稚園区の4・5歳児は、私立おもしろたのしみえこども園への優先入園を配慮）
- オ 公立豊岡めぐみ幼稚園、公立田鶴野幼稚園の施設は、放課後児童クラブで活用する。
- カ 私立豊陵保育園、私立おもしろたのしみえこども園は現状維持とする。

【八条小学校区】

- ア 公立八条認定こども園は、現状維持とする。
- イ 公立八条認定こども園を増築し、3歳児の対応枠を拡大する。

【五荘・奈佐小学校区】

- ア 公立五荘奈佐幼稚園は、新規の私立認定こども園に移行する。公立五荘奈佐幼稚園を改築し、0～3歳の保育ニーズにも対応する。
- イ 私立チャイルドハウス保育園、私立テラスハウス保育園、公立西保育園は現状維持とする。

【新田・中筋・神美小学校区】

- ア 公立新田幼稚園、公立中筋幼稚園、公立神美幼稚園を統合し、新規の私立認定こども園に再編する。

- イ 新規認定こども園として活用しない幼稚園は廃園する。公立新田幼稚園、公立神美幼稚園が廃園となった場合は放課後児童クラブで活用する。
- ウ 新規の私立認定こども園の設置場所や施設規模については、市内における施設配置のバランスを考慮して検討されたい。
- エ 私立アートチャイルドケア豊岡こうのとり保育園は現状維持とする。

【豊岡地域全体】

- ア 私立こうのとり認定こども園は現状維持とする。
- イ 小規模保育所は、私立カバンストリート保育園、私立スマイリーハウス保育園、私立スプリングハウス保育園に加え、新規で私立2園を開園する。

■豊岡地域再編整備案

小学校区	再編前	再編後
豊岡	めぐみ幼稚園 ひかり幼稚園	新規私立認定こども園
田鶴野	豊陵保育園 田鶴野幼稚園	豊陵保育園
三江	おもしろたのしみえこども園	おもしろたのしみえこども園
八条	八条認定こども園	八条認定こども園
五荘	五荘奈佐幼稚園	新規私立認定こども園
奈佐	チャイルドハウス保育園 テラスハウス保育園 西保育園	チャイルドハウス保育園 テラスハウス保育園 西保育園
新田	新田幼稚園	新規私立認定こども園
中筋	中筋幼稚園	新規私立認定こども園
神美	神美幼稚園 ACCこうのとり保育園	ACCこうのとり保育園

(2) 城崎・港地域

- ア 公立港認定こども園、私立城崎こども園は、現状維持とする。
- イ 将来的に保育ニーズが減少した場合は、統合を検討する。

■城崎・港地域再編整備案

小学校区	再編前	再編後
港西	港認定こども園	港認定こども園
港東	城崎こども園	城崎こども園

(3) 竹野地域

ア 公立森本へき地保育園は公立竹野認定こども園に統合し、公立森本へき地保育園は廃園する。

■竹野地域再編整備案

小学校区	再編前	再編後
竹野南 中竹野 竹野	<p>森本へき地保育園</p> <p>竹野認定こども園</p>	<p>竹野認定こども園</p>

(4) 日高地域

【府中・八代小学校区】

ア 集団規模を確保するため、私立こくふこども園と私立八代保育園を統合し、新規の私立認定こども園に再編する。

イ 運営法人が異なる私立園の統合については、法人相互の理解と判断によることになる。

【日高・静修小学校区】

ア 公立日高幼稚園、私立蓼川保育園を統合し、新規の私立認定こども園に再編する。

イ 私立蓼川保育園を増改築して、新規の私立認定こども園として整備し、1号認定のニーズにも対応する。

ウ 公立日高幼稚園は廃園し、放課後児童クラブで活用する。

エ 私立蓼川第二保育園、私立静修保育園は現状維持とする。

オ 将来、0～2歳児の保育ニーズが落ち着くころにおいて、さらなる統合を検討する必要がある。ただし、運営法人の理解と判断によることになる。

【三方・清滝小学校区】

ア 私立みかたの森こども園、私立きよたき認定こども園は現状維持とする。

イ 将来、0～2歳児の保育ニーズが落ち着くころにおいて、さらなる統合を検討する必要がある。ただし、運営法人が異なる私立園の統合については、法人相互の理解と判断によることになる。

■日高地域再編整備案

小学校区	再編前	再編後
府中 八代	こくふこども園 八代保育園	新規私立認定こども園
日高 静修	日高幼稚園 蓼川保育園 蓼川第二保育園 静修保育園	新規私立認定こども園 蓼川第二保育園 静修保育園
三方 清滝	みかたの森こども園 きよたき認定こども園	みかたの森こども園 きよたき認定こども園

(5) 出石地域

【弘道・福住・寺坂小学校区】

- ア 公立出石幼稚園、公立福住幼稚園、公立寺坂幼稚園、私立出石愛育園は統合し、新規の私立認定こども園に再編する。
- イ 私立出石愛育園を増改築して、新規の私立認定こども園として整備し、1号認定のニーズにも対応する。
- ウ 公立幼稚園3園は廃園し、放課後児童クラブで活用する。

【小坂・小野小学校区】

- ア 私立おさかおのこども園は、現状維持とする。

■出石地域再編整備案

小学校区	再編前	再編後
弘道 福住 寺坂	出石幼稚園 福住幼稚園 寺坂幼稚園 出石愛育園	新規私立認定こども園
小坂 小野	おさかおのこども園	おさかおのこども園

(6) 但東地域

ア 公立資母認定こども園、公立合橋認定こども園、公立高橋認定こども園は統合し、公立合橋認定こども園にする。公立合橋認定こども園を改築し、対応する。

イ 公立資母認定こども園、公立高橋認定こども園は廃園する。

■但東地域再編整備案

小学校区	再編前	再編後
資母 合橋 高橋	<p>資母認定こども園</p> <p>合橋認定こども園</p> <p>高橋認定こども園</p>	<p>合橋認定こども園</p>

3 放課後児童クラブの再編案

就学前施設の再編にあわせて、旧幼稚園施設などを活用し、放課後児童クラブの専用施設として活用することを提案します。

なお、行財政改革における放課後児童クラブの民間委託や、児童数の減少にともなう小学校のあり方の検討にあわせて放課後児童クラブのあり方を再度検討することが必要と考えます。

(1) 豊岡地域

ア 豊岡めぐみ幼稚園及び豊岡ひかり幼稚園で実施している豊岡放課後児童クラブ、豊岡第2放課後児童クラブを統合し、旧豊岡めぐみ幼稚園を放課後児童クラブの専用施設として活用し、実施する。

イ 田鶴野幼稚園で実施している田鶴野放課後児童クラブは、幼稚園の廃園後に旧田鶴野幼稚園を放課後児童クラブの専用施設として活用し、実施する。

ウ 五荘奈佐幼稚園で実施している五荘放課後児童クラブは、認定こども園に移行後、小学校等に新規専用施設を設置し、実施する。

エ 新田幼稚園で実施している新田放課後児童クラブは、幼稚園の再編後、旧新田幼稚園を専用施設として活用し、実施する。

オ 神美幼稚園内、神美小学校内で実施している神美放課後児童クラブ、神美第2放課後児童クラブを統合し、旧神美幼稚園を専用施設として活用し、実施する。

(2) 日高地域

ア 日高小学校、日高幼稚園で実施している日高放課後児童クラブ、日高第2放課後児童クラブを統合し、旧日高幼稚園を専用施設として活用し、実施する。

(3) 出石地域

ア 出石幼稚園、福住幼稚園、寺坂幼稚園でそれぞれ実施している弘道放課後児童クラブ、福住放課後児童クラブ、寺坂放課後児童クラブは、幼稚園の再編後、それぞれ実施していた旧幼稚園を専用施設として活用し、実施する。

■地域別放課後児童クラブの再編案

地域	放課後児童クラブ	再編前実施場所	再編後実施場所
豊岡	豊岡放課後児童クラブ	豊岡めぐみ幼稚園内	旧豊岡めぐみ幼稚園内
	豊岡第2放課後児童クラブ	豊岡ひかり幼稚園内	
	田鶴野放課後児童クラブ	田鶴野幼稚園内	旧田鶴野幼稚園内
	三江放課後児童クラブ	専用施設	専用施設
	八条放課後児童クラブ	専用施設	専用施設
	八条第2放課後児童クラブ	八条小学校内	八条小学校内
	五荘放課後児童クラブ	五荘奈佐幼稚園内	新規専用施設
	五荘第2放課後児童クラブ	専用施設	専用施設
	奈佐放課後児童クラブ	奈佐小学校内	奈佐小学校内
	新田放課後児童クラブ	新田幼稚園内	旧新田幼稚園内
	中筋放課後児童クラブ	中筋小学校内	中筋小学校内
	神美放課後児童クラブ	神美幼稚園内	旧神美幼稚園内
	神美第2放課後児童クラブ	神美小学校内	
港・城崎	港西放課後児童クラブ	港西小学校内	港西小学校内
	港東放課後児童クラブ		
	城崎放課後児童クラブ	城崎こども園内	城崎こども園内
竹野	竹野南放課後児童クラブ	竹野南小学校内	竹野南小学校内
	中竹野放課後児童クラブ	中竹野ふるさと館内	中竹野ふるさと館内
	竹野放課後児童クラブ	竹野小学校内	竹野小学校内
日高	府中放課後児童クラブ	府中小学校内	府中小学校内
	八代放課後児童クラブ	八代小学校内	八代小学校内
	日高放課後児童クラブ	日高小学校内	旧日高幼稚園内
	日高第2放課後児童クラブ	日高幼稚園内	
	静修放課後児童クラブ	静修小学校内	静修小学校内
	三方放課後児童クラブ	三方小学校内	三方小学校内
	清滝放課後児童クラブ	専用施設	専用施設
出石	弘道放課後児童クラブ	出石幼稚園内	旧出石幼稚園内
	福住放課後児童クラブ	福住幼稚園内	旧福住幼稚園内
	寺坂放課後児童クラブ	寺坂幼稚園内	旧寺坂幼稚園内
	小坂放課後児童クラブ	専用施設	専用施設
	小野放課後児童クラブ	小野小学校内	小野小学校内
但東	資母放課後児童クラブ	資母体育館内	資母体育館内
	合橋放課後児童クラブ	合橋小学校内	合橋小学校内
	高橋放課後児童クラブ	高橋小学校内	高橋小学校内

※新田・神美の放課後児童クラブについては、幼稚園の統合後に認定こども園とする施設がどこになるかによって、別途施設の確保が必要になる場合が考えられます。

資料編

1 豊岡市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日
条例第40号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、豊岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の任命後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 豊岡市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：2018. 7. 1～2020. 6. 30)

2019年4月現在

No.	区 分	団体名等	氏 名	備 考
1	子どもの 保護者	小学校PTA	中村 繭子	豊岡小学校 (※ひかり幼稚園)
2		中学校PTA	谷 垣 恵	2018. 7. 1～2019. 3. 31 (※日高西中学校)
			小山久美子	但東中学校 (※高橋小学校)
3		幼稚園PTA	渡 辺 幸 枝	2019. 4. 1～ みかたの森こども園
4		保育園保護者会	神尾沙耶香	(元)出石愛育園
5	子育てグループ代表	松原美代子	(元)子育て総合センター “元気ing”	
6	子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者及び学識 経験者	豊岡市保育協会 (テラスハウス保育園長)	大木本世津	
7		豊岡市保育協会 (みかたの森こども園長)	大 田 大 法	
8		子育てサロンサークル代表 (下陰ふれあい広場)	西 村 充 春	
9		兵庫教育大学大学院教授 (学識経験者)	横 川 和 章	
10		豊岡市区長連合会 (豊岡地区)	中嶋洋二郎	(元)豊岡市区長連合会 (豊岡地区)
11		豊岡市区長連合会 (日高地区)	阪 根 一 郎	(元)豊岡市区長連合会 (日高地区)
12		豊岡市区長連合会 (出石地区)	藤 井 正 昭	2018. 7. 1～2019. 3. 31
			石 野 勝 己	2019. 4. 1～
13		豊岡市社会福祉協議会(理事)	今 井 文 枝	
14		社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (出石精和園 児童支援課長)	上 崎 尚 久	
15		豊岡市社会教育委員	與 田 恭 子	
16		豊岡市民生委員児童委員連合会 (主任児童委員)	西 垣 浩 文	
17		豊岡市立五荘奈佐幼稚園長	間 智 子	
18	豊岡市健康福祉部長	久保川伸幸		

3 豊岡市子ども・子育て会議

「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方検討部会」設置要領

(設置)

第1条 就学前の保育及び放課後児童クラブのニーズが高まる中、豊岡市長から諮問のあった今後の豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方について答申するため、豊岡市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第40号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、豊岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）内に豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方についての答申案の作成に関すること。
- (2) 豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画（以下「計画」という。）の内容検討に関すること。

(委員)

第3条 部会の委員は、条例第6条第2項の規定により、会議の会長が指名する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画策定までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に、部会長及び副部会長を置くものとする。

- 2 部会長は、条例第6条第3項の規定により、会議の会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、条例第6条第5項の規定により、部会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、部会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 部会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年11月7日から施行する。

4 豊岡市子ども・子育て会議

幼児教育・保育及び放課後児童のあり方検討部会委員名簿

(任期：2018.11.7～計画策定まで)

No.	区 分	団体名等	氏 名	備 考
1	子どもの 保護者	小学校PTA（高橋小学校） 〃（豊岡小学校）	小山久美子 中村 繭子	2018.11.7～2019.3.31 2019.4.1～
2		幼稚園PTA（豊岡ひかり幼稚園） 〃（みかたの森こども園）	中村 繭子 渡辺 幸枝	2018.11.7～2019.3.31 2019.4.1～
3		保育園保護者会（出石愛育園） 元保育園保護者会	神尾沙耶香	2018.11.7～2019.3.31 2019.4.1～
4	子ども・子 育て支援 に関する 事業に従 事する者 及び学識 経験者	豊岡市保育協会 （テラスハウス保育園長）	大木本世津	副部長
5		豊岡市保育協会 （みかたの森こども園長）	大田 大法	部長
6		豊岡市民生委員児童委員連合会 （主任児童委員）	西垣 浩文	
7		豊岡市立五荘奈佐幼稚園長	間 智子	
8		豊岡市区長連合会（豊岡地区） 元豊岡市区長連合会	中嶋洋二郎	2018.11.7～2019.3.31 2019.4.1～
9		豊岡市区長連合会（日高地区） 元豊岡市区長連合会	阪根 一郎	2018.11.7～2019.3.31 2019.4.1～
10		豊岡市区長連合会（出石地区）	藤井正昭 石野勝己	2018.11.7～2019.3.31 2019.4.1～
11	兵庫教育大学大学院 教授	横川 和章		

5 答申の検討経過

実施日	会議	主な内容
2018年11月7日	2018年度第2回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市長からの諮問 ・検討部会の設置
2019年1月30日	第1回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・あり方計画の策定趣旨等 ・幼児教育・保育及び放課後児童クラブの現状について ・現時点における児童数・ニーズ量の今後の推計及び課題について ・計画の策定スケジュール（予定）について
2019年2月13日	第2回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のニーズ量の推計 ・答申の構成(案)について ・課題とその対応について
2019年3月27日	第3回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題とその解決の方向性 ・地区別ニーズ・施設別ニーズの推計について ・グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園の認定こども園移行について ②就学前施設の再編について ③その他（保育士確保、放課後児童クラブ、地域間の差）
2019年5月17日	第4回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数・ニーズ量の推計〔最終〕について ・あり方計画答申(案)の記述の方向性（答申骨子(案)）について ・当面の対応策について
2019年6月27日	第5回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(素案)に対する意見について ・答申(素案)の検討について ・答申とその後のスケジュールについて
2019年7月11日	第6回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・あり方計画答申(素案)について <ul style="list-style-type: none"> ①答申(素案)意見について ②答申(素案)全体（再整備(案)除く）について ③就学前施設・放課後児童クラブ再編整備(案)について ・7/17私立園長会への進捗状況の報告について
2019年7月18日	第7回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(素案)全体（施設の再編整備(案)除く）について ・就学前施設・放課後児童クラブ再編整備(案)について ・答申までの今後の進め方について
2019年7月26日	2019年度第2回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(素案)の検討・意見聴取
2019年8月6日	第8回 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)全体の検討 ・答申(案)の承認
2019年8月28日	2019年度第3回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)全体の検討 ・答申(案)の承認（一部文言修正等、会長・副会長・部会長預かり）
2019年9月13日		<ul style="list-style-type: none"> ・答申

